様式第五（第五十五条関係）

解体業 許　　可 / 許可の更新 申請書

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年　　月　　日

寝屋川市長　様

（郵便番号）
住　　所

氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>所在地</td><td>（郵便番号）

電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の用に供する施設の概要</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　　称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名	住　　所

発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

	使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
	使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
	解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
	火災予防上の措置	
△手数料欄		

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。
２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。